

(株)山一商事産業廃棄物最終処分場建設事業に係る環境影響評価方法書  
に対する知事意見

1 総括的事項について

- (1) 住民等の意見に、最終処分場の存在、地盤の安定性、遮水シートの強度等の構造、管理及び緊急時等における安全性に関する多数の疑問及び懸念がみられることから、より詳細で具体的な事業の内容を環境影響評価準備書に分かりやすく記載すること。また、事業の内容については、緊急時等も含む安全確保を考慮した適切な施設計画を踏まえたものとする。
- (2) 対象事業実施区域は、学校や病院、住宅地、公園等に比較的近接した丘陵地内にあり、緑地の保全等を進める「21世紀の森整備構想」(いわき市策定)の区域内にも位置していることから、環境影響評価の実施に当たっては、周辺環境に与える影響をできる限り回避、低減する観点から、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- (3) 対象事業実施区域及びその周辺の地域においては、地下に石炭採掘に使用された坑道等が存在する可能性があることから、環境影響評価の実施に当たっては、坑道等の存在の可能性も考慮した上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- (4) 廃棄物の埋立に伴い発生する可能性のあるメタン等のガスによる大気及び地球温暖化への影響が懸念されるため、環境影響評価準備書に発生ガスの排出量をできる限り具体的に記載するとともに、必要に応じ当該項目についても調査、予測及び評価を行うこと。
- (5) 環境影響評価を行う過程において、項目の選定及び手法の選定に係る事項に新たな事情が生じたときは、必要に応じ、選定項目及び選定手法を見直し、その結果に基づき調査、予測及び評価を追加して行う等適切に対応すること。

2 環境影響評価項目について

- (1) 廃棄物運搬車両の走行による浮遊粒子状物質の影響が懸念されることから、廃棄物の埋立に「浮遊粒子状物質」を環境影響評価項目として追加すること。

(2) 浸出水処理水の放流により、有害物質による河川等の底質への影響が懸念されることから、廃棄物の埋立に「底質の有害物質」を環境影響評価項目として追加すること。

(3) 最終処分場の設置による土地の改変等により、河川の流量等への影響が懸念されることから、最終処分場の存在に「河川の流量等」を環境影響評価項目として追加すること。また、河川の流量等の変化が水質に与える影響についても予測及び評価すること。

### 3 調査、予測及び評価の手法について

(1) 対象事業実施区域及びその周辺は、丘陵地の比較的複雑な地形となっていることから、大気質及び悪臭については、周辺の地形を踏まえ、当該地域の気象特性を適切に把握するとともに、各項目の調査地点を適切に設定して調査、予測及び評価を行うこと。また、浸出水量の算出に用いた降雨強度の妥当性の検証のため、対象事業実施区域における雨量の測定について検討すること。

(2) 道路交通騒音・振動については、民家等の配置状況や道路構造を踏まえ、現況を適切に把握できる調査地点を選定すること。

(3) 悪臭については、浸出水処理施設、浸出水処理水の放流水、廃棄物運搬車両、埋め立てた廃棄物の分解等から発生する悪臭の影響が懸念されることから、これらの悪臭についても調査、予測及び評価を行うこと。

(4) 水質については、導水トンネルの工事に伴う濁水による影響が懸念されることから、当該影響についても調査、予測及び評価を行うこと。なお、新川における水の濁りの調査地点として、放流水流入地点より上流の地点を追加すること。また、浸出水処理水に含有する塩類による影響が懸念されることから、当該影響についても予測及び評価を行うこと。なお、水質の調査項目については、当該事業に適用される法令等の排水基準等を考慮して適切に選定すること。

(5) 地下水については、対象事業実施区域及びその周辺における地下水の流向を適切に把握したうえで、必要に応じて調査地点の見直しを行い、温泉水への影響も考慮して適切に調査、

予測及び評価すること。また、地下水の水位の調査は、水位の変動を適切に把握できるよう4季を通じて実施すること。

(6) 河川等及び地下水の水質の調査については、水質の変動を適切に把握できるよう4季を通じて実施すること。

(7) 住民等の意見に、廃棄物の埋立に伴う内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）による環境への影響についての懸念が見られることから、河川及び地下水における内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）の調査について検討すること。

(8) 動物については、調査地域の状況を的確に把握できるよう、適切かつ効果的な期間に調査を実施すること。また、鳥類の定点調査地点は、調査地域全体を適切に把握できる地点及び地点数とするとともに、魚類及び底生生物については、事業の実施により消失する対象事業実施区域内の水域及び新川における放流水流入地点より上流に調査地点を追加して予測及び評価を行うこと。

(9) 植物の調査範囲は、調査地域の生態系の状況を適切に把握できるよう、動物の調査との整合を考慮した範囲とすること。また、事業の実施により消失する対象事業実施区域内の植物については、踏査ルートを追加するなどしてできる限り詳細な調査を行い、現況を適切に把握して予測及び評価を行うこと。

(10) 生態系については、できる限り最新の知見を用いて調査、予測及び評価を行うこと。また、生態系の予測及び評価においては、できる限り定量的な検討を行うとともに、流域界の変更に伴う影響についても考慮すること。

(11) 景観については、対象事業実施区域周辺の景観要素（自然要素、生活要素、歴史要素）を幅広く考慮して調査地点を選定すること。

#### 4 その他

上記1から3の措置を講ずるに当たっては、必要に応じ、関係機関と協議すること。